

【概要】太陽光発電に係る林地開発許可基準に関する検討会（第3回）

日時：令和4年5月17日（火）13:30～16:00

場所：林野庁8階 AB会議室（オンライン・対面）

出席者・配布資料：別紙のとおり

【主な意見等】

議事（1）有識者ヒアリング

○森林における太陽光発電事業の実施状況について（北杜市まちづくり推進課）

- ・ 条例の運用として、県条例は県で処理され、それプラス市条例の部分は市で処理しているということか。県との連携は進んでいるのか。
 - 県条例は設置規制区域が指定されており、規制区域内は県で、それ以外は市で取り扱い、市内の全区域で許可が必要となっている。まだ県の条例に基づく許可申請の事例はないが、規制区域内であっても市の条例を関係法令として、市の許可基準に適合することを求めており、その観点からも県が審査する体制となっている。

- ・ 北杜市太陽光発電設備と自然環境の調和に関する条例について、罰金の効果はあるのか。
 - 刑罰を受けると条例の適格要件で5年以上経過しないと許可しないことができるとしているため、抑止効果がある。

- ・ 土砂災害警戒区域内での事業が1件あるが、その経緯はどうか。
 - また、林地開発許可時の意見聴取に対する市の対応状況はどうか。
 - 土地の取得後に法律ができ、警戒区域の指定をされたが、大きな規制はないため、林地開発許可として適切に審査・処理の上、太陽光発電設備が設置された。
意見照会は県の厳正な審査を経た申請であるので、それを前提に、その他の必要な事項について意見を挙げている。

議事（2）前回の御意見等について

- ・ 治山技術基準の侵食量の目安は崩壊地の侵食発達形状を見て決める内容だが、林地開発の場合はこれから裸地にする場所のため、想定される表面侵食の程度で表現をした方が良いのではないか。
 - また、「など」が例外があることを意味するとすれば、地形、地質、気象等を考慮して適切に定めるという原則論を記した上で、標準として具体的な数値基準を明示した方が良いのではないか。
 - 林地開発が荒廃地とは異なる点は認識しているが、表土を全面的に採り、侵食が起きやすい状況であることから、他の基準との整合性も考慮し治山の技術基準の侵食量の考え方を引用している。基準の表現については改めて検討したい。

議事（3）中間とりまとめ素案について

- ・災害のおそれがある区域におけるえん堤の容量の考え方は施工期間中に表面侵食により流出する土砂量の考え方とは別なのか。災害リスクに対応して規模を大きくする必要はないのか。
- 土砂量の考え方は災害のおそれの有無に関わらず同様であり、災害のおそれのある場所では災害予防のため流出土砂量に対応したえん堤等を事前に設置し、施工期間中に流出する土砂を抑えることとしている。

- ・今回7つの個別論点を設定したことについて論理的背景を丁寧に説明した方が良い。また、太陽光発電事業地の開発から売電にいたる一連の流れの中で林地開発許可制度が果たす役割も位置づけ、分かりやすく説明した方が良い。
- 次回とりまとめまでに検討したい。

- ・施工能力の確認等については、審査者である都道府県の意見も踏まえて、明確な基準としてほしい。また、地域の意見の反映については市町村が主体に対応することから、市町村の意見も反映いただきたい。さらに、改正される新基準については、都道府県担当者だけでなく市町村担当者も対象とした研修会を開催する等、制度の運用に係る周知徹底をお願いしたい。
- 今後、技術的助言を通知する際には都道府県に対しあらかじめお知らせしたい。また市町村への対応は既存の研修制度の活用やそれ以外の説明手段も含め具体的な方法を検討したい。

以上